

2020年11月18日

各 位

会 社 名：ウインテスト株式会社
(コード：6721 東証二部)
代表者名：代表取締役社長 姜 輝
問合せ先： 専務取締役 樋口 真康
(TEL：045-317-7888)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年9月28日開催の取締役会において、決算期の変更及び定款の一部変更について2020年10月29日開催の第27期定時株主総会に付議することを決議し、同総会において決議を頂きましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年7月31日を末日としておりますが、グローバルな事業展開において、親会社、子会社の事業年度の整合性を図るため、事業年度の末日を毎年12月31日に変更するものとし、現行定款第11条（基準日）、第39条（事業年度）、第40条（期末配当金）、第41条（中間配当金）につき所要の変更を行うものであります。

なお、定款の変更箇所につきましては、別紙をご参照ください。

2. 決算期変更の内容

変更前 毎年7月31日

変更後 毎年12月31日

決算期変更の経過期間となる2020年12月期については、2020年8月1日から2020年12月31日までの5か月間となる予定です。また、連結子会社におきましても同様の変更を行いました。

3. 今後の見通し

2020年12月期（第28期）の業績予想につきましては、8月1日から12月31日までの5か月となることから、確定次第お知らせいたします。

以上

別紙

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年7月31日を末日としておりますが、グローバルな事業展開において、親会社、子会社の事業年度の整合性を図るため、事業年度の末日を毎年12月31日に変更するものとし、現行定款第11条（基準日）、第39条（事業年度）、第40条（期末配当金）、第41条（中間配当金）につき 所要の変更を行うものであります。また、第28期は5か月の変則決算になるため、経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第10条（条文省略） （基準日）	第5条～第10条（現行どおり） （基準日）
第11条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2.（条文省略）	2.（現行どおり）
（中略）	（中略）
第6章 計 算	第6章 計 算
（事業年度）	（事業年度）
第39条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。	第39条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
（期末配当金）	（期末配当金）
第40条 当社は株主総会の決議によって毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	第40条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
（中間配当金）	（中間配当金）
第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
第43条（条文省略）	第43条（現行どおり）
（新設）	附則 第1条 第39条（事業年度）の規定にかかわらず第28期の事業年度は、2020年8月1日から2020年12月31日までの5か月間とする。なお、本附則は、第28期事業年度経過後これを削除する。